

第1章 庁舎等行政施設の個別施設計画について

1-1 背景

本市の公共施設(建物系)とインフラ(以下「公共施設等」と総称する。)は、高度経済成長を背景に人口の増加や行政需要の拡大に比例する形で整備されてきました。実際、昭和40年代半ばから50年代後半にかけての建設・整備が集中しています。これらの公共施設等は、年月の経過に伴い老朽化が進行し、一斉に更新の時期を迎えます。

そのようなことから、本市では、公共施設等を総合的かつ計画的な管理を推進するために、国からの公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、「取手市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を平成28年(2016)7月に策定し、令和4年(2022)3月には、施設の現状を勘案しながらの施設評価による適正配置方針や、「施設のあり方の検討時期」、「修繕・改修周期の考え方」など、維持・保全の基本方針などを示した、「取手市公共施設等総合管理計画第1次行動計画」(以下「第1次行動計画」という。)を策定しました。

1-2 計画の目的

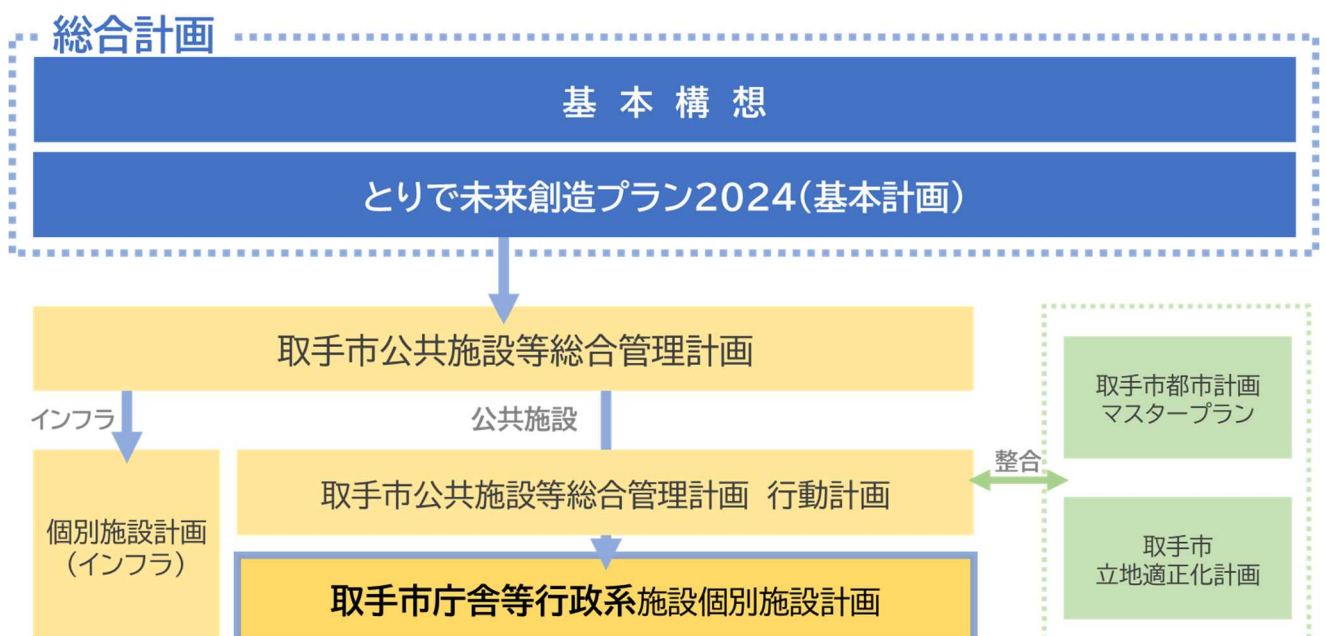
庁舎等行政施設個別施設計画は、第1次行動計画において、個別施設計画に求められた施設の現状を勘案しながらの施設評価による適正配置方針や、維持・保全の基本方針など踏まえ施設ごとの再配置や保全のスケジュールについて、施設の状態を把握し、状態に合わせた施設整備の水準を示し、施設が目指すべき姿に向けた行動計画を検討します。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、平成25年(2013)11月に国土交通省から公表された「インフラ長寿命化基本計画」と、その後、総務省が地方公共団体に対し策定を要請した個別施設計画として位置づけます。

また、総合管理計画で掲げた、今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、3つの基本理念・方針や、試算の結果、長寿命化や保全による基準の見直しを行っても、既存の施設を全て維持することはできないことから、当市の財政状況で更新等にかかる費用を賄えるまで施設量を縮減する必要があるとして設定した縮減目標の実施計画と位置づけます。

図表 1-1 計画の位置づけ



1-4 計画期間

令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間

本計画は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)までの10年間を計画期間として定めます。

ただし、上位計画である第1次行動計画を令和4年度(2022)から令和13年度(2031)の10年間としていることから、実績等を基に反映させたうえで、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を踏まえて、適宜見直しを行います。

1-5 対象施設

本計画は、総合管理計画で対象とする184施設のうち、市が保有する、庁舎等行政施設6施設を対象とします。

図表 1-2 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	所管課
取手市役所(本庁舎・新庁舎・議会棟)	7,807	管財課
取手市役所藤代庁舎	5,837	藤代総合窓口課
取手市役所分庁舎	1,085	都市計画課
取手支所	109	取手支所
戸頭窓口	34	取手支所
市民活動支援センター	105	市民協働課